

令和4年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

令和5年12月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

令和4年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目 次

調査の概要	1
調査結果	3
1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等	3
(1) 相談・通報件数	3
(2) 相談・通報・届出者	3
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	4
(4) 事実確認の状況	4
(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	6
(6) 事実確認調査の結果	6
(7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかつた事例に関する支援の状況	7
(8) 虐待行為の類型と程度	8
(9) 被虐待者の状況	9
(10) 虐待者の状況	11
(11) 虐待の発生要因等	12
(12) 虐待への対応策	13
(13) 虐待等による死亡事例	14
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	15
2-1 市区町村における対応状況等	15
(1) 相談・通報件数	15
(2) 相談・通報・届出者	15
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	16
(4) 市区町村における事実確認の状況	16
(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	18
(6) 都道府県への報告	18
(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況	19
(8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかつた事例」、「虐待の事実の判断に至らなかつた事例」における利用者に行った支援の状況	19
2-2 都道府県における対応状況等	20
(1) 市区町村からの報告事例	20
(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例	20
(3) 都道府県が直接把握した事例	20
(4) 虐待の事実が認められた事例件数	21
2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について	22
(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況	22
(2) 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度	23
(3) 被虐待者の状況	23
(4) 虐待を行つた障害者福祉施設従事者等の状況	24
(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応	26

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	26
(7) 虐待等による死亡事例	27
3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等	28
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	28
(2) 相談・通報・届出者（複数回答）	28
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	28
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	28
(2) 相談内容に該当する機関	28
(3) 相談の対応状況	29
5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	30
(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	30
(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	33
参考資料 1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較	36
参 1－1 養護者による障害者虐待	36
参 1－2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	38
参考資料 2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）	40
参 2－1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	40
参 2－2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	47

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、令和4年度中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - (3) 事実確認の状況と結果
 - (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況
 - (6) 虐待行為の類型と程度
 - (7) 被虐待者等の状況
 - (8) 虐待への対応策
 - (9) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - (3) 事実確認の状況と結果
 - (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - (5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況
 - (6) 支給決定自治体として虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例における利用者に行った支援の状況
3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
 - (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的な内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（%）は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数（表1、表2）

令和4年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、8,650件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が8,603件、都道府県が受け付けた件数が47件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	446	東京都	517	滋賀県	164	香川県	42
青森県	69	神奈川県	751	京都府	183	愛媛県	45
岩手県	42	新潟県	344	大阪府	1,558	高知県	34
宮城県	213	富山県	54	兵庫県	513	福岡県	184
秋田県	15	石川県	138	奈良県	27	佐賀県	22
山形県	38	福井県	38	和歌山県	62	長崎県	48
福島県	97	山梨県	28	鳥取県	22	熊本県	194
茨城県	92	長野県	68	島根県	24	大分県	54
栃木県	32	岐阜県	48	岡山県	130	宮崎県	153
群馬県	42	静岡県	106	広島県	112	鹿児島県	77
埼玉県	637	愛知県	559	山口県	43	沖縄県	93
千葉県	404	三重県	61	徳島県	27	合計	8,650

市区町村が受け付けた件数が8,603件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は89.7%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は10.3%であった。

表2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	7,719	884	8,603
構成割合	89.7%	10.3%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた8,603件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が50.9%と最も高く、次いで「本人による届出」が13.0%、「施設・事業所の職員」が10.9%、「相談支援専門員」が10.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数8,650件に対する割合を記載している。

表3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	1,128	244	129	16	232	23	918	941	12	4,405
構成割合	13.0%	2.8%	1.5%	0.2%	2.7%	0.3%	10.6%	10.9%	0.1%	50.9%

当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	390	128	15	228	59
構成割合	4.5%	1.5%	0.2%	2.6%	0.7%

(注)構成割合は、相談・通報件数8,650件に対するもの

表3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	140	280	642	33	1	6	26	1,128
構成割合	12.4%	24.8%	56.9%	2.9%	0.1%	0.5%	2.3%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数1,128件に対するもの

(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表4)

対応方針（初動対応）を協議した事例件数8,635件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の97.3%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は83.1%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が14.0%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が10.5%であった。

表4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数	件数	構成割合
8,635	－	
市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	8,398	97.3%
市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	7,176	83.1%
委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,213	14.0%
上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	910	10.5%

(注)構成割合は、対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数8,635件に対するもの。

(4) 事実確認の状況（表5、表6、表7）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報8,650件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例181件を加えた8,831件のうち「事実確認調査を行った」が7,402件

(83.8%)、「事実確認調査を行っていない」が1,429件(16.2%:都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例15件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 154 件 (2.1%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,830 件 (39.0%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 4,418 件 (61.0%) であった。

事実確認を行っていない事例 1,429 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 1,144 件 (80.1%) であった。

表 5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	7,402	83.8%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	7,248	(97.9%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,830	[39.0%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	4,418	[61.0%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	154	(2.1%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	19	[12.3%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	135	[87.7%]
事実確認調査を行っていない事例	1,429	16.2%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1,144	(80.1%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	92	(6.4%)
他部署等への引継ぎ	193	(13.5%)
合計	8,831	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数8,650件と、前年度市区町村が検討中とした事例181件を加えた8,831件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0 日 (当日)」が 44.5%、「1 日 (翌日)」が 14.8% であった。「2 日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 65.5%、一方、事実確認を行うまでに 3 日以上の日数を要した割合は 34.5% であった。

表 6 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	3,296	1,093	457	1,091	697	274	138	356	7,402
構成割合	44.5%	14.8%	6.2%	14.7%	9.4%	3.7%	1.9%	4.8%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例7,402件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が 4.2%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が 24.8%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 46.0%、「その他」が 24.3% であった。

表 7 事実確認調査不要と判断した理由 (複数回答)

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	48	4.2%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	284	24.8%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	526	46.0%
その他	278	24.3%

(注)構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例1,144件に対するもの。

(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表8）

虐待の有無の判断を行った協議件数7,402件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の97.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は82.7%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が16.0%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が13.1%であった。

表8 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数		7,402	-
参 加 者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	7,215	97.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	6,123	82.7%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,185	16.0%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	973	13.1%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例7,402件に対するもの。

(6) 事実確認調査の結果（表9-1、表9-2、表10、表11）

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」（以下、虐待判断事例という。）の件数は2,123件であり、事実確認調査を行った件数の28.7%を占めた。

表9-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,123	28.7%
虐待ではないと判断した事例	3,588	48.5%
虐待の判断に至らなかつた事例	1,691	22.8%
合計	7,402	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数7,402件に対するもの。

表9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	31	東京都	156	滋賀県	78	香川県	12
青森県	19	神奈川県	136	京都府	85	愛媛県	22
岩手県	7	新潟県	75	大阪府	189	高知県	17
宮城県	85	富山県	17	兵庫県	120	福岡県	47
秋田県	10	石川県	41	奈良県	11	佐賀県	22
山形県	14	福井県	18	和歌山県	43	長崎県	23
福島県	40	山梨県	13	鳥取県	4	熊本県	19
茨城県	32	長野県	26	島根県	7	大分県	11
栃木県	16	岐阜県	15	岡山県	62	宮崎県	17
群馬県	8	静岡県	49	広島県	33	鹿児島県	14
埼玉県	115	愛知県	160	山口県	10	沖縄県	27
千葉県	137	三重県	26	徳島県	4	合計	2,123

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が45.5%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が38.2%、「その他」が17.7%であった。

表10 虐待ではないと判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	1,632	45.5%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	1,372	38.2%
その他	634	17.7%

(注)構成割合は、虐待ではないと判断した事例3,588件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかつた事例」が87.2%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が4.2%、「その他」が9.3%であった。

表11 虐待の判断に至らなかつた理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかつた事例	1,475	87.2%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	71	4.2%
その他	157	9.3%

(注)構成割合は、虐待の判断に至らなかつた事例1,691件に対するもの。

（7）虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかつた事例に関する支援の状況（表12-1、表12-2）

表9-1「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかつた事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行つた」事例が62.0%であった。

追加や見直しを行つた支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が57.0%と最も高く、次いで「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が31.6%、「定期的な見守りの実施」が29.2%であった。

表12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかつた事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行つた	3,271	62.0%
現在の支援内容を継続することとした（支援内容の見直しや新たな利用には至らなかつた）	2,008	38.0%
合計	5,279	100.0%

(注)構成割合は、合計（虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかつた事例）5,279件に対するもの。

表12-2 追加や見直しを行つた支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言	1,864	57.0%
本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	1,035	31.6%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	10	0.3%
新たに障害福祉サービスを利用	178	5.4%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	257	7.9%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	106	3.2%
定期的な見守りの実施	955	29.2%
その他	119	3.6%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行つた3,271件に対するもの。

以下、表9-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例といふ。）」の2,123件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（8）虐待行為の類型と程度

ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表13-1、表13-2）

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が68.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が32.1%、「経済的虐待」が16.5%、「放棄、放置」が11.1%、「性的虐待」が3.2%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは24件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上され

るため、合計件数は虐待判断事例件数2,123件と一致しない。

※性別については、不明の1件を除いている。

表13-1 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,455	67	681	236	351	2,790
構成割合	68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数2,123件に対するもの。

表13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	481	2	212	87	145	927
	女性	構成割合	66.9%	0.3%	29.5%	12.1%	20.2%	-
	男性	件数	973	65	469	149	206	1,862
	女性	構成割合	69.0%	4.6%	33.3%	10.6%	14.6%	-

(注)構成割合は、被虐待者数(男性719人、女性1,410人、性別不明は除く)に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が61.4%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が28.2%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が10.3%を占めた。

表14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,714	61.4%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	788	28.2%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	288	10.3%
合計	2,790	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数2,790件に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容（複数回答）（表15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が74.9%、「その他」が38.7%を占めている。

※1件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数351件と一致しない。

表15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	263	6	4	136	409
構成割合	74.9%	1.7%	1.1%	38.7%	-

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数351件に対するもの。

(9) 被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数2,123件に対し被虐待者数は2,130人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表16、表17）

性別では「女性」が66.2%、「男性」が33.8%と、「女性」が全体の7割弱を占めていた。なお被虐待者数には不明1名が含まれている。年齢階級別では「50～59歳」が25.3%と多く、次いで「20～29歳」が22.2%、「40～49歳」が19.2%であった。

表16 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	719	1,410	1	2,130
構成割合	33.8%	66.2%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

表17 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	112	472	335	409	538	209	54	1	2,130
構成割合	5.3%	22.2%	15.7%	19.2%	25.3%	9.8%	2.5%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表18）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が45.0%と最も多く、次いで「精神障害」が43.4%、「身体障害」が19.0%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数2,130人と一致しない。

表18 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	404	958	924	66	51	2,403
構成割合	19.0%	45.0%	43.4%	3.1%	2.4%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表19、表20）

被虐待者2,130人のうち、障害支援区分のある者が全体の49.3%、障害支援区分がない者は49.6%であった。区分がある者の中、「区分3」が全体の12.1%、次いで「区分2」が11.2%、「区分4」が10.3%であった。

また、行動障害がある者が全体の27.5%を占めていた。

表 19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	9	238	258	219	165	161	1,057	23	2,130
構成割合	0.4%	11.2%	12.1%	10.3%	7.7%	7.6%	49.6%	1.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

表 20 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害 がある※	認定調査を受け てはいないが、 強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有 無が不明	合計
人数	230	32	323	1,494	51	2,130
構成割合	10.8%	1.5%	15.2%	70.1%	2.4%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

工. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 21）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が57.7%と最も多く、「自立支援医療」が29.7%であった。サービスの利用がない者は24.7%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数2,130人と一致しない。

表 21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総 合支援法 上のサー ビス	児童福 祉法上の サービス	自立支援 医療	地域生活 支援事業 のサービ ス	市区町村・ 都道府県 が実施す る事業	成年後見 制度	日常生活 自立支援 事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,230	7	633	242	44	27	23	103	526	11	2,846
構成割合	57.7%	0.3%	29.7%	11.4%	2.1%	1.3%	1.1%	4.8%	24.7%	0.5%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 22）

「虐待者と同居」が85.3%を占めている状況であった。

表 22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,817	276	32	5	2,130
構成割合	85.3%	13.0%	1.5%	0.2%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 23）

被虐待者を含む世帯構成は「その他」が15.2%、「両親」と同居する者が14.7%、「配偶者」と同居する者が12.2%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の47.3%を占めていた。

表23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	175	260	191	314	246	104	56	163
構成割合	8.2%	12.2%	9.0%	14.7%	11.5%	4.9%	2.6%	7.7%
母・兄弟姉妹		兄弟姉妹	子	その他	不明	合計		
件数	124		111	59	323	4		2,130
構成割合	5.8%		5.2%	2.8%	15.2%	0.2%		-

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

(10) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 2,123 件に対し虐待者数は 2,313 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 24、表 25）

虐待者の性別では、「男性」が 64.5%、「女性」が 35.5%と、「男性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 40.2%と最も多く、次いで「50~59 歳」が 26.4%、「40~49 歳」が 16.3%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 7 割弱を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,492	820	1	2,313
構成割合	64.5%	35.5%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,313人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	3	132	204	378	610	930	56	2,313
構成割合	0.1%	5.7%	8.8%	16.3%	26.4%	40.2%	2.4%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,313人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 26）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が 25.3%と最も多く、次いで「母」 23.1%、「夫」 16.3%、「兄弟」 10.8%、「その他」 10.3%、「姉妹」 4.9%、「息子」 4.1%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	586	535	376	58	95	36	4	2
構成割合	25.3%	23.1%	16.3%	2.5%	4.1%	1.6%	0.2%	0.1%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	249	114	7	10	239	2	2,313
構成割合	10.8%	4.9%	0.3%	0.4%	10.3%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,313人に対するもの。

(11) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27-1、表 27-2）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 41.2% で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 26.5% となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 25.3% で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 15.4% を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 42.0% で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も 16.9% となっている。

表 27-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	489	564	148	379	179	877	346	199
構成割合	23.0%	26.5%	6.9%	17.8%	8.4%	41.2%	16.2%	9.3%

表 27-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	538	329	209	894	360	292	82
構成割合	25.3%	15.4%	9.8%	42.0%	16.9%	13.7%	3.8%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の 52.4% を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は 12.3%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 22.0% であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	261	469	1,117	283	2,130
構成割合	12.3%	22.0%	52.4%	13.3%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

(12) 虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 29）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 714 人 (33.5%) であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は 982 人 (46.1%) であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	714	33.5%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	982	46.1%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	221	10.4%
その他	137	6.4%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	76	3.6%
合計	2,130	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）（表 30）

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が 46.8%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 41.8%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 17.2%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 12.7%、「その他」が 8.5%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 4.6%であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導（介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く）	961	46.8%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	13	0.6%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	261	12.7%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	354	17.2%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	95	4.6%
再発防止のための定期的な見守りの実施	858	41.8%
その他	175	8.5%
合計	2,717	-

(注)構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数76人を除く2,054人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 31）

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 46.8%と最も多く、次いで「その他」が 20.4%、「医療機関への一時入院」が 12.9%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 12.5%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 7.4%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 29.0%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 53 人のうち 33 人 (62.3%) に面会制限が行われていた。

表31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	334	46.8%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置 措置による分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	53 33	7.4% (62.3%)
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	89	12.5%
医療機関への一時入院	92	12.9%
その他	146	20.4%
合計	714	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	207	(29.0%)

(注)構成割合は、分離を行った被虐待者数714人に対するもの。

工. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が74人、「利用手続き中」が64人であり、これらを合わせた138人のうち、市町村長申立の事例は83人(60.1%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は19人であった。

(13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は1件報告された。

被虐待者の性別は「女性」であり、年齢は「55~59歳」、障害種別は「精神障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、続柄は「夫」であった。虐待行為の類型は、「放棄・放置」であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

(1) 相談・通報件数（表32、表33）

令和4年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,104件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が3,851件、都道府県が受け付けた件数が253件であった。

表32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	177	東京都	428	滋賀県	89	香川県	46
青森県	36	神奈川県	352	京都府	67	愛媛県	26
岩手県	13	新潟県	48	大阪府	331	高知県	20
宮城県	67	富山県	18	兵庫県	174	福岡県	161
秋田県	20	石川県	38	奈良県	32	佐賀県	26
山形県	15	福井県	34	和歌山県	31	長崎県	54
福島県	36	山梨県	28	鳥取県	16	熊本県	32
茨城県	77	長野県	60	島根県	24	大分県	35
栃木県	44	岐阜県	37	岡山県	81	宮崎県	52
群馬県	112	静岡県	75	広島県	79	鹿児島県	42
埼玉県	200	愛知県	360	山口県	31	沖縄県	52
千葉県	225	三重県	70	徳島県	33	合計	4,104

市区町村が受け付けた件数が3,851件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は87.6%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は12.4%であった。

表33 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	3,372	479	3,851
構成割合	87.6%	12.4%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた3,851件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表34）

「当該施設・事業所_その他の職員」による通報が16.4%と最も多く、次いで「本人による届出」が16.0%、「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が15.4%、「家族・親族」による通報が11.3%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は4.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数4,104件に対する割合を記載している。

表34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	655	465	98	3	43	20	331	633	157	11	20	675
構成割合	16.0%	11.3%	2.4%	0.1%	1.0%	0.5%	8.1%	15.4%	3.8%	0.3%	0.5%	16.4%
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	214	44	3	204	206	53	10	6	13	279	243	4,386
構成割合	5.2%	1.1%	0.1%	5.0%	5.0%	1.3%	0.2%	0.1%	0.3%	6.8%	5.9%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数4,104件に対するもの。

(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表35)

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数4,171件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の96.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は83.3%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が11.7%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が10.2%であった。

表35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		4,171	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	4,023	96.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	3,474	83.3%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	486	11.7%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	426	10.2%

(注)構成割合は、対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数4,171件に対するもの。

(4) 市区町村における事実確認の状況（表36-1、表36-2、表36-3、表36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報3,851件、都道府県から連絡のあった320件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例175件の計4,346件うち、「事実確認調査を行った」が3,685件(84.8%)、「事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は次年度）」が197件(4.5%)、「事実確認調査を行っていない」が464件(10.7%)であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は1,022件(27.7%)である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が1,241件(33.7%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が1,422件(38.6%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が352件(75.9%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が68件(14.7%)であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が7件(1.5%)であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3,685	84.8%
虐待の事実が認められた事例	1,022	(27.7%)
虐待の事実が認められなかった事例	1,241	(33.7%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1,422	(38.6%)
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	197	4.5%
事実確認調査を行っていない事例	464	10.7%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	352	(75.9%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	68	(14.7%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	7	(1.5%)
その他	37	(8.0%)
合計	4,346	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数3,851件、都道府県から市区町村へ連絡された件数320件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例175件)の合計4,346件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が13.1%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が59.1%、「その他」が29.6%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	163	13.1%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	734	59.1%
その他	367	29.6%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例1,241件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が94.9%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が0.4%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が0.6%、「その他」が4.6%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,349	94.9%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	6	0.4%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	9	0.6%
その他	65	4.6%

(注)構成割合は、虐待の事実の判断に至らなかった事例1,422件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が9.4%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が34.4%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が41.5%、「その他」が24.7%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	33	9.4%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	121	34.4%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	146	41.5%
その他	87	24.7%

(注)構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例352件に対するもの。

(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）3,685 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 84.8% であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.3%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 11.1% であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合	
虐待の有無の判断を行った協議の件数	3,685	-	
参 加 者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	3,520	95.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	3,125	84.8%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	415	11.3%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	409	11.1%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例3,685件に対するもの。

(6) 都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 4 年度において、市区町村から都道府県へ 1,043 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 1,022 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 21 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,022	98.0%
報告済み	1,022	(100.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	21	2.0%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	14	(66.7%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	7	(33.3%)
合計	1,043	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数1,043件に対するもの。

(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況（表 39-1、表 39-2）

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 47.7% であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 56.4% と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が 33.6% であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	488	47.7%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	512	50.1%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	22	2.2%
合計	1,022	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例1,022件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	26	5.3%
サービス等利用計画を見直した	164	33.6%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	9	1.8%
定期的な見守りの実施	275	56.4%
その他の保護(病院への一時入院等)	15	3.1%
その他	78	16.0%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った488件に対するもの。

(8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況（表 40-1、表 40-2）

表 36-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 39.1% であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 53.5% と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が 41.2% であった。

表 40-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	1,040	39.1%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった) ※支援状況不明を含む	1,494	56.1%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中、または不明	129	4.8%
合計	2,663	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)2,663件に対するもの。

表 40-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	428	41.2%
サービス等利用計画を見直した	184	17.7%
定期的な見守りの実施	556	53.5%
その他	161	15.5%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った1,040件に対するもの。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村からの報告事例（表41）

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数（表38）には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は956件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が939件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が17件であった。

表41 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	939	98.2%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	17	1.8%
合計	956	100.0%

(注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数956件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表38と一致しない。

(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例（表42）

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例17件及び昨年度調査において「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例として市区町村からの報告があったもので、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中」であった4件の計21件のうち、18件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が2件、「虐待ではないと判断した事例」が4件、「虐待の判断に至らなかった事例」が12件であった。

表42 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	2	9.5%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	4	19.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	12	57.1%
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は今後)	3	14.3%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	0	0.0%
合計	21	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数17件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)で、該当年度に事実確認を行った事例4件を加えた21件に対するもの。

(3) 都道府県が直接把握した事例（表43）

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など261件のうち、206件が市区町村に連絡されていた（1件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する場合があるため市町村が連絡を受けた件数としては320）。残り55件のうち39件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が15件、「虐待ではないと判断した事例」が2件、「虐待の判断に至らなかった事例」が22件であった。

表 43 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直 接 把 握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	253	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	1	-
	監査・実地指導等により判明した事例	7	-
	計	261	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		206	78.9%
都道府県が対応した件数		55	21.1%
内 訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	15	(27.3%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	2	(3.6%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	22	(40.0%)
	事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は今後)	1	(1.8%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	0	(0.0%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	15	(27.3%)

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例253件、昨年度から繰り越した事例1件、監査・実地指導等により判明した事例7件の計261件に対するもの。

(4) 虐待の事実が認められた事例件数（表 44-1、表 44-2）

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 939 件（表 41）、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が 2 件（表 42）、都道府県が直接把握した事例が 15 件（表 43）であり、これらを合わせた総数は、956 件（表 44-1）であった。これを都道府県別にみると表 44-2 のとおりである。

表 44-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	939	2	15	956

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	40	東京都	89	滋賀県	36	香川県	8
青森県	9	神奈川県	77	京都府	22	愛媛県	3
岩手県	0	新潟県	12	大阪府	72	高知県	7
宮城県	7	富山県	3	兵庫県	43	福岡県	28
秋田県	8	石川県	11	奈良県	7	佐賀県	15
山形県	1	福井県	13	和歌山県	7	長崎県	16
福島県	10	山梨県	8	鳥取県	2	熊本県	11
茨城県	18	長野県	15	島根県	6	大分県	8
栃木県	12	岐阜県	9	岡山県	28	宮崎県	19
群馬県	22	静岡県	28	広島県	19	鹿児島県	9
埼玉県	36	愛知県	71	山口県	6	沖縄県	18
千葉県	45	三重県	11	徳島県	11	合計	956

2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた956件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況（表45、表46）

「共同生活援助」が26.4%と最も多く、次いで「障害者支援施設」が22.4%、「生活介護」が13.7%、「就労継続支援B型」が11.8%、「放課後等デイサービス」が9.7%の順であった。

表45 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
自立生活援助事業	0	0.0%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
福祉ホーム	0	0.0%
児童発達支援	20	2.1%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	93	9.7%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援	0	0.0%
合計	956	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数956件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

956施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行（平成24年10月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は403、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は327、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は48であった。

表46 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	403	42.2%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	327	34.2%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	48	5.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数956件に対するもの。

(2) 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度

ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表 47）

虐待行為の類型（複数回答）は、「身体的虐待」が 52.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 46.4%、「性的虐待」が 13.8%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 65 件であった。

表 47 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	497	132	444	91	51	1,215
構成割合	52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数956件に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 48）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 65.1%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 25.3%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 9.5%であった。

表 48 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	791	65.1%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	308	25.3%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	116	9.5%
合計	1,215	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

（3）被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の 21 件を除く 935 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、935 件の事例に対し被虐待者数は 1,352 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 49、表 50）

性別については、「男性」が 63.6%、「女性」が 36.4%と、全体の 6 割強が「男性」であった。年齢については、「40～49 歳」が 18.4%、「30～39 歳」が 17.8%、「20～29 歳」が 17.2%、「50～59 歳」が 17.0%、「～19 歳」が 14.3%であった。

表 49 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	860	492	1,352
構成割合	63.6%	36.4%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった21件を除く935件の事例を集計。

表 50 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	193	232	241	249	230	68	85	54	1,352
構成割合	14.3%	17.2%	17.8%	18.4%	17.0%	5.0%	6.3%	4.0%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった21件を除く935件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 51）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 72.6%と最も多く、次いで「身体障害」が 21.0%、「精神障害」が 15.8%であった。

※1 人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 1,352 人と一致しない。

表 51 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	284	981	214	42	17	60	1,598
構成割合	21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%	4.4%	-

(注)被虐待者が特定できなかった21件を除く935件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者1,352人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 52、表 53）

被虐待者 1,352 人のうち、障害支援区分のある者が 74.7%を占めていた。「区分 6」が全体の 29.8%と最も多く、次いで「区分 5」が 13.7%、「区分 4」が 13.6%であった。また、行動障害がある者が全体の 33.5%を占めていた。

表 52 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	4	90	144	184	185	403	234	108	1,352
構成割合	0.3%	6.7%	10.7%	13.6%	13.7%	29.8%	17.3%	8.0%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった21件を除く935件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者1,352人に対するもの。

表 53 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害 がある※	認定調査を受け てはいないが、強 い行動障害があ る	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有 無が不明	合計
人数	281	11	161	422	477	1,352
構成割合	20.8%	0.8%	11.9%	31.2%	35.3%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった21件を除く935件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者1,352人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 47 件を除く 909 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、909 件の事例に対し虐待者数は 1,098 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 54、表 55）

「男性」が 69.9%、「女性」が 30.1%であった。年齢については、「60 歳以上」が 20.5%と最も多く、次いで「50~59 歳」が 17.9%、「40~49 歳」が 17.8%であった。

表54 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	767	331	1,098
構成割合	69.9%	30.1%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった47件を除く909件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,098人に対するもの。

表55 虐待者の年齢

	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	68	137	195	196	225	277	1,098
構成割合	6.2%	12.5%	17.8%	17.9%	20.5%	25.2%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった47件を除く909件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,098人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態（表56、表57）

「生活支援員」が44.4%、「世話人」が9.9%、「管理者」が7.9%、「その他従事者」が7.1%、「サービス管理責任者」が6.5%であった。

雇用形態は、「正規職員」が51.6%、「非正規職員」が17.6%、「不明」が30.8%であった。

表56 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	71	6.5%
管理者	87	7.9%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	37	3.4%
看護職員	31	2.8%
生活支援員	488	44.4%
理学療法士	2	0.2%
作業療法士	1	0.1%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	35	3.2%
就労支援員	14	1.3%
地域生活支援員(自立生活援助)	3	0.3%
就労定着支援員(就労定着支援)	0	0.0%
サービス提供責任者	0	0.0%
世話人	109	9.9%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	4	0.4%

	件数	構成割合
地域移行支援員	1	0.1%
指導員	18	1.6%
保育士	13	1.2%
児童発達支援管理責任者	24	2.2%
機能訓練担当職員	1	0.1%
児童指導員	42	3.8%
栄養士	1	0.1%
調理員	0	0.0%
訪問支援員	2	0.2%
居宅介護従業者	13	1.2%
重度訪問介護従業者	5	0.5%
行動援護従業者	2	0.2%
同行援護従業者	3	0.3%
その他従事者	78	7.1%
不明	13	1.2%
合計	1,098	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった47件を除く909件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,098人に対するもの。

表57 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	567	51.6%
非正規職員	193	17.6%
不明	338	30.8%
合計	1,098	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった47件を除く909件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,098人に対するもの。

(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 58）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 73.6%で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が 58.1%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 57.2%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 3 割超となっている。

表 58 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	669	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	520	57.2%
倫理観や理念の欠如	528	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	289	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	285	31.4%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった47件を除く909件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 59）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が 62.2%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が 49.6%、「虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知」割合が 45.5%、「通報義務の履行」割合が 43.0%であった。

表 59 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	474	49.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	595	62.2%
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	435	45.5%
通報義務の履行	411	43.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数956件に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 60-1、表 60-2、表 60-3、表 60-4）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例 956 件のうち、行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が 649 件、「改善計画の提出依頼」が 569 件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が 313 件であった。

表 60-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導
	改善計画の提出依頼
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が279件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が102件、「改善命令」が5件、「指定の効力の全部又は一部停止」が6件、「指定取消」が11件であった。その他都道府県等による一般指導は357件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 60-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	279
	改善勧告	102
	改善勧告に従わない場合の公表	6
	改善命令	5
	指定の効力の全部又は一部停止	6
	指定取消	11
合計		409
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	357

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が783件、「勧告・命令等への対応」が83件であった。

表 60-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	783
	勧告・命令等への対応	83

（注）「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出（531件）以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数（252件）も含まれる。

当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言は35件であった。

表 60-4 当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言

	件数
当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言	35

（7）虐待等による死亡事例

障害者福祉施設従事者等からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は2件報告された。

1件目は、「共同生活援助」における事例で、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「55～59歳」、障害種別は「知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、職名又は職種は「世話人」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

2件目は、「短期入所」における事例で、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「30～34歳」、障害種別は「知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、職名又は職種は「生活支援員」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和4年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は538件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が397件、都道府県が受け付けた件数が141件であった。

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表61）

「本人による届出」が45.0%、「その他」による通報が13.8%、「家族・親族」による通報が11.0%、「相談支援専門員」による通報が7.2%であった。

*1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数538件に対する割合を記載している。

表61 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	242	59	13	0	4	0	39	38	12
構成割合	45.0%	11.0%	2.4%	0.0%	0.7%	0.0%	7.2%	7.1%	2.2%
	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計	
件数	22	8	6	16	0	74	32	565	
構成割合	4.1%	1.5%	1.1%	3.0%	0.0%	13.8%	5.9%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数538件に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和4年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は436件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が287件、都道府県が受け付けた件数が149件であった。

(2) 相談内容に該当する機関（表62）

(1)の相談内容に該当する機関は「学校」が6.9%、「保育所等」が1.1%、「医療機関」が20.4%、「官公署等」が16.1%であった。

表62 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	30	6.9%
保育所等	5	1.1%
医療機関	89	20.4%
官公署等	70	16.1%
その他	199	45.6%
不明	43	9.9%
合計	436	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数436件に対するもの。

(3) 相談の対応状況（表 63）

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 133 件であった。このうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 21 件、「保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 3 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 39 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 21 件、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 49 件であった。

表 63 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	133	33.8%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	21	(15.8%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	3	(2.3%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	39	(29.3%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	21	(15.8%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	49	(36.8%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	260	66.2%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	9	(3.5%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	2	(0.8%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	50	(19.2%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	49	(18.8%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	150	(57.7%)
合計	393	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数436件から該当機関が不明の43件を除いた393件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和4年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 64）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 64 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（令和4年度末）

		該当	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市区町村数	1,346
		構成割合	77.5%
	委託のみ	市区町村数	192
		構成割合	11.1%
	直営と委託の両方	市区町村数	199
		構成割合	11.5%

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 65-1～表 65-3）

令和4年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 65-1 に示す。

表65-1 市区町村における体制整備等に関する状況（令和4年度末）

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数 構成割合	1,324 76.2%	413 23.8%	
住民への通報義務の周知	市区町村数 構成割合	1,100 63.3%	637 36.7%	
障害者の福祉又は権利擁護に關し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数 構成割合	1,337 77.0%	400 23.0%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数 構成割合	1,126 64.8%	611 35.2%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数 構成割合	660 38.0%	1,077 62.0%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数 構成割合	808 46.5%	929 53.5%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一緒に運営	市区町村数 構成割合	639 36.8%	1,098 63.2%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数 構成割合	1,018 58.6%	719 41.4%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数 構成割合	581 57.1%	437 42.9%	
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一體的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体化して実施している	市区町村数 構成割合	279 27.4%	739 72.6%
	高齢者虐待防止のネットワークと一体化して実施している	市区町村数 構成割合	421 41.4%	597 58.6%
	配偶者暴力防止のネットワークと一体化して実施している	市区町村数 構成割合	212 20.8%	806 79.2%
	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数 構成割合	255 25.0%	763 75.0%
	差別解消法による相談窓口と一緒に実施している	市区町村数 構成割合	533 52.4%	485 47.6%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数 構成割合	1,040 59.9%	697 40.1%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数 構成割合	858 49.4%	879 50.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数 構成割合	566 32.6%	1,171 67.4%
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保	市区町村数 構成割合	542 31.2%	1,195 68.8%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数 構成割合	670 38.6%	1,067 61.4%	
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数 構成割合	808 46.5%	929 53.5%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数 構成割合	666 38.3%	1,071 61.7%
	業務指針の作成	市区町村数 構成割合	417 24.0%	1,320 76.0%
	対応フロー図の作成	市区町村数 構成割合	732 42.1%	1,005 57.9%
	事例集の作成	市区町村数 構成割合	102 5.9%	1,635 94.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受け付	市区町村数 構成割合	784 45.1%	953 54.9%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	474 27.3%	1,263 72.7%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	473 27.2%	1,264 72.8%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	390 22.5%	1,347 77.5%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	387 22.3%	1,350 77.7%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るために相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数 構成割合	524 30.2%	1,213 69.8%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、796市町村が実施済みであった。

表 65-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施 (障害者虐待専用でない場合も可)	市区町村数	796	941
	構成割合	45.8%	54.2%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,337自治体（表 65-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が974自治体（56.1%）、「保健師」が869自治体（50.0%）、「精神保健福祉士」が599自治体（34.5%）と多かった。

表 65-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	869	868
	構成割合	50.0%	50.0%
社会福祉士	市区町村数	974	763
	構成割合	56.1%	43.9%
精神保健福祉士	市区町村数	599	1,138
	構成割合	34.5%	65.5%
介護福祉士	市区町村数	269	1,468
	構成割合	15.5%	84.5%
社会福祉主事	市区町村数	461	1,276
	構成割合	26.5%	73.5%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	298	1,439
	構成割合	17.2%	82.8%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	65	1,672
	構成割合	3.7%	96.3%
その他	市区町村数	111	1,626
	構成割合	6.4%	93.6%
その他の 主な具体例	医師、看護師、介護支援専門員、保育士、児童福祉司、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、 公認臨床心理士、臨床心理士、手話通訳士、児童指導任用資格、知的障害者福祉司、消費生活相談員、 弁護士、学識者、小学校教諭免許、幼稚園教諭、ピアカウンセラー(聴覚障がい者)		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況（表 66）

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 7 割弱、委託のみで行っている都道府県は 3 割弱を占めた。

表 66 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和 4 年度末）

障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	都道府県数	該当
		構成割合	66.0%
		都道府県数	13
	委託のみ	構成割合	27.7%
		都道府県数	3
	直営と委託の両方	構成割合	6.4%
		都道府県数	31

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 67-1～表 67-3）

令和 4 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 都道府県における体制整備等に関する状況（令和4年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	47	0
	構成割合	100.0%	0.0%
住民への通報義務の周知	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	36	11
	構成割合	76.6%	23.4%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	45	2
	構成割合	95.7%	4.3%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数	3
		構成割合	6.4% 93.6%
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数	12
		構成割合	25.5% 74.5%
伝達研修実施状況の把握	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数	10
		構成割合	21.3% 78.7%
受講者拡大への対応	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数	14
		構成割合	29.8% 70.2%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講可能とするような、受講者拡大の対応を行っている(一部でも可)	都道府県数	33
		構成割合	70.2% 29.8%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	32	15
	構成割合	68.1%	31.9%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一緒に運営	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなNW構築に限らず既存の協議会等の組織、NWを活用している場合も含む)	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携等、警察との協力体制の確保	都道府県数	26	21
	構成割合	55.3%	44.7%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携等、労働局との協力体制の確保	都道府県数	27	20
	構成割合	57.4%	42.6%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置等を探るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との協力体制の確保	都道府県数	38	9
	構成割合	80.9%	19.1%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施	都道府県数	14	33
	構成割合	29.8%	70.2%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	47	0
	構成割合	100.0%	0.0%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	25
		構成割合	53.2% 46.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	16
		構成割合	34.0% 66.0%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	マニュアルの作成	都道府県数	27
		構成割合	57.4% 42.6%
	業務指針の作成	都道府県数	15
		構成割合	31.9% 68.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	対応フロー図の作成	都道府県数	29
		構成割合	61.7% 38.3%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の事故報告や苦情相談、指導内容等の	事例集の作成	都道府県数	16
		構成割合	34.0% 66.0%
都道府県内関係部署間での共有	都道府県数	26	21
	構成割合	55.3%	44.7%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	14
		構成割合	29.8% 70.2%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	11
		構成割合	23.4% 76.6%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	14
		構成割合	29.8% 70.2%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	14
		構成割合	29.8% 70.2%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、36都道府県が実施済みであった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）	都道府県数	36	11
	構成割合	76.6%	23.4%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は36自治体（表 67-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が22都道府県（46.8%）、「社会福祉主事」が15都道府県（31.9%）、「精神保健福祉士」が12都道府県（25.5%）、と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
社会福祉士	都道府県数	22	25
	構成割合	46.8%	53.2%
精神保健福祉士	都道府県数	12	35
	構成割合	25.5%	74.5%
介護福祉士	都道府県数	5	42
	構成割合	10.6%	89.4%
社会福祉主事	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	3	44
	構成割合	6.4%	93.6%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	11	36
	構成割合	23.4%	76.6%
その他	都道府県数	11	36
	構成割合	23.4%	76.6%
その他具体例	医師、保育士、看護師、弁護士、手話通訳士、理学療法士、公認心理士、理学療法士、臨床心理士		

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

